

水国だより



国土交通省
東北地方整備局

岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所

平成30年 7月11日

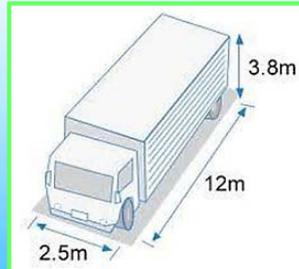
7月2日（月）前沢車両検測所において、岩手運輸支局と合同で特殊車両と不正改造車及び不正軽油の取締りをおこないました。

一定基準を超える大型車両が走行する場合には、交通の危険防止と道路構造の保全のため「特殊車両通行許可」が必要となっておりますが、運行車両の一部に無許可や許可条件違反等が散見されています。

また、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

これらの不法行為の撲滅を図ることを目的として、奥州警察署のご協力のもと、24名で取締りにあたりました。

※この日は、車両からディーゼル燃料を抜き取り、簡易型の硫黄濃度測定器による不正軽油使用の有無も確認しました。



車両の幅や車高が一定基準を超えていないか測定中。



※取締りの結果※

対象車両・・・10台

うち、
無許可・・・1台



燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度を測定中。

硫黄濃度測定器



写真は、取締り状況を撮影したもので、違反車両ではありません。



国道4号 一関市（宮城県境）～花巻市（二枚橋）までを管理しています

水沢国道維持出張所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79

TEL：0197-24-2187 FAX：0197-24-1289